

資料紹介 関西大学博物館所蔵「大阪府堺市百舌鳥出土」資料

渋谷綾子

一. はじめに

関西大学博物館が所蔵する古墳時代の資料に、「伝大阪府堺市百舌鳥出土」と注記した遺物が三十一一点あり、また、「大阪府百舌鳥村」と同様の地名を記した遺物が四三点存在する。これら古墳時代の遺物資料は本来、一括して本学博物館に納められたと考える。

これらの資料がいつ頃、どのような経緯を経て本学博物館に納められたのか、また、資料の出土地点（古墳）および出土状況についても全く記録が残っていないため、現在では確認できない。本学博物館の所蔵資料を所収する『本山考古室要録』（末永 一九三五）においても、これらの資料についての記載は一切ない。したがって、これらの資料の出土地・出土状況・来歴に関して小稿で明らかにすることはできない。

しかし、資料自体の内容、例えば資料の種類や法量、各資料の持つ性格については観察によって明らかにすることができる。

今回、「大阪府堺市百舌鳥出土」の資料について検討する機会を与えられたので、小稿において資料内容を紹介し、観察結果を報告する。

二. 大阪府堺市百舌鳥出土資料

小稿で対象とする資料の総数は七四点である。資料の大半は金銅装の馬具（破片）が占めており、その他に鉄製刀子が四点混じっている。馬具の多くは破損しており、完形のもの是非常に少ない。また、馬具の破片であることは確かだが、種類を識別できない破片も存在する。

一方、鉄製刀子の遺存状況は比較的良好で、鞘および柄の一部である木質や布状有機物の付着が認められた。

以下、実測図の番号に従って、各資料の内容を詳しく述べていく。

(1) 馬具

銜(1)

1の銜は青銅製で、銜の全幅は三〇・〇センチ、一五・六センチと一六・四センチの長さの異なる二条の鉄棒を円環によって結合している。この銜の鉄棒の断面はほぼ円形で、直径一・一センチ前後である。二条に分かれた双方とも中央付近では直径を減じ、両端の円環付近でやや肥大する。二条に分かれた銜を繋ぐ円環の直径は、一方が三・五センチ前

後、それに直交して取り付く他方の円環が二・〇センチ前後である。

銜先環は直径が五・八センチと七・七センチで、後者の先環と鉄棒が交わる箇所には布状有機物の痕跡が残っている。先環と鉄棒との交点に布を巻いていたことを窺わせる。資料の錆化はほとんど進行しておらず、また白色塗料により、「三三四」と番号を注記していた。

金銅装の轡の所有は、階層的に優位にある者に限られていたという（尼子 一九九七）。したがって、1の銜が青銅製であることは注目に値すると考える。

雲珠（2、4、6、7）

2は鉄地金銅張、円形無脚の背の低い雲珠である。復原した法量は、直径八・八センチ前後、高さは一・九センチ前後、厚さの最大が〇・七センチ、最小が〇・四センチである。金銅はほとんど剥落している。

周縁鏢状の平坦部には、銚が現状では五本、ほぼ一・五センチ間隔で打たれている。銚の上部が遺存するのは三本で、うち二本は下部が欠損する。残りの二本の銚は痕跡をとどめるだけで、うち一本は下部が残っている。いずれの銚も直径は〇・九センチで、長さは一・三センチ前後である。雲珠の内面は錆化が著しいが、端部に整形が認められる。一方、外面は錆化によりゆがみを生じている。

3は鉄地金銅張で半球形を呈し、下辺に四条の凹線飾りを廻らす雲珠である。復原した法量は、半球体の直径が一〇・〇センチ、高さは三・九センチ、厚さの最大が〇・四センチである。本来は八脚を張り出した形態であるが、三脚のみ残っている。また、脚部の銚で完全なものは一本のみである。脚は幅が二・四センチ、厚さは〇・三センチ前後であり、

直径一・一センチ、長さ一・七センチ前後の銚が各脚部に一箇所ずつ打たれている。雲珠の内側は錆化が著しく、また中央部分が大きく破損しているため、中央部の様相については不明である。

4は鉄地金銅張で半球形を呈しており、下辺に三条の凹線飾りを廻らす雲珠である。法量は半球体の直径が五・八センチ、高さは二・八センチ、厚さは〇・五センチ前後である。半球体の中央部には、上部の欠損した長さ一・一センチの銚が一箇所打たれている。本来は脚を張り出した形態であるが全て欠失しており、一脚のみ基部を残している。遺存した脚部から、脚の幅は二・四センチ、厚さは〇・五センチ前後であると考える。内側は錆化が著しい。

6は鉄地金銅張、二段に構成する雲珠の伏鉢部分である。法量は径六・二センチ、現存高二・〇センチ、厚さ〇・七センチ前後で、脚は全て欠失し、痕跡のみを残している。金銅はほぼ剥落しており、内面の錆化も著しい。

7は鉄地金銅張雲珠で、半球部と周縁部の破片である。半球体の法量は径（復原）約八・三センチ、現存高一・三センチ、厚さ〇・五センチである。脚部は一脚の痕跡を残すが、全て欠失している。金銅はほぼ剥落しており、内面の錆化も著しい。

飾金具（5、8、15）

5および8から15の計九点は鉄地金銅張飾金具で、このうち、5および8から12の六点は長方形飾金具である。

5の法量は長さ五・二センチ、幅一・二センチ、高さ一・一五センチである。長方形のほぼ中央に半球状のふくらみをもたせ、四隅に直径

○・七センチ前後、長さ○・九センチの鋏を打っている。鋏は四本中三本が下部を欠失する。5の内面にはごく一部に木質が付着している。

8は長さ三・八センチ、幅二・〇センチ、高さ一・〇センチである。

長方形のほぼ中央にふくらみをもたせ、四隅に鋏を四本打ち、端部を整形している。5の飾金具とは中央部のふくらみの形状が異なっている。

鋏は径○・三センチ、長さ○・五センチのもので、一鋏は孔の状態であり、他の二本は上部あるいは下部を欠いている。鋏の位置・間隔はほぼ同じである。8の内面は中央部を除いて、一面に布状有機物が遺存する。

9は一部破損しているが、現存する法量は長さ三・六センチ、幅二・六センチ、高さ○・九センチである。中央部に8と同じ形状のふくらみをもたせ、一方の端部には責金具の一部が残っている。現状では二箇所径○・七センチ、長さ○・五センチの鋏を打っているが、本来は対称の位置に四本の鋏が打たれていたと考える。9の内面には、部分的に布状有機物が遺存している。

10も同じく一部を破損している。10は長さ四・二センチ、幅二・一センチ、高さ○・七センチの飾金具である。鋏は二本遺存しており、径○・八センチ、長さ○・八センチのものであるが、本来は四本打たれていたと考える。また、端部には責金具の痕跡を残している。内面には、9と同様に布状有機物が遺存している。

11は完形の飾金具である。長さ五・二センチ、幅二・二センチ、高さ○・七センチで、鋏を四隅と中央部のふくらみの両側二箇所、計六箇所打っている。鋏は径○・三センチ、長さ○・七センチのものであり、位置や間隔はほぼ同じである。内面には布状有機物がほぼ一面に残って

いる。

12はごく一部を欠いている。11と同様、六箇所を鋏を打つ。全体の法量は長さ五・六センチ、幅二・一センチ、高さ○・七センチであり、鋏は径○・四センチ、長さ○・七センチである。鋏は六本のうち二本が完全に残る。内面には、中央部のふくらみ付近に一部布状有機物が遺存している。

13は方形飾金具であり、法量は長さが縦二・九センチ、横三・二センチ、高さ一・〇センチである。径○・四センチ、長さ○・九センチの鋏が四隅に四本打たれており、中央に方形の孔を穿つ。鋏の位置はほぼ対称である。ただし、鋏は四本のうち二本が上部を欠いている。内側の整形は錆化のため不明であるが、端部の整形は確認できた。

14は長さ三・三センチ、幅二・七センチ、高さ一・五センチの革先金具である。三箇所径○・五センチ、長さ一・五センチの鋏を三本打つ。このうち一本は痕跡をとどめるのみである。しかし、これらの鋏の位置・間隔はほぼ同じである。内側の整形は14同様、錆化のため不明である。

15はほぼ完形の円形飾金具である。径四・〇センチ、高さ一・八センチで、中央に径○・九センチ、長さ一・五センチの鋏を一本打つ。内側の整形は錆化により不明である。

釣金具(16)

16は釣金具である。類例として、大阪府茨木市南塚古墳のハート形杏葉の釣金具(日本馬具大鑑編集委員会 一九九二)がある。16の資料が本稿で紹介するハート形杏葉42の釣金具であるかは定かではない。法量は長さ二・八センチ、幅五・〇センチで、径○・四センチ、長さ○・七

センチの鋏を全部で十本、各五本ずつ両側に打つ。鋏の位置・間隔は左右両側ともほぼ同じである。

辻金具(17、25、27、38、55・56)

17から25、27から38、55・56の計二十三点は鉄地金銅張辻金具(破片)である。

17は半球部と五鋏の四脚からなる。脚部は四脚のうち一脚を欠いている。脚部を含めた長さは九・〇センチであり、高さは二・〇センチ、厚さは〇・三センチ前後である。脚の付け根にはそれぞれ刻み目のない賣金具が一条巻かれ、直径〇・四センチ前後、長さ一・〇センチの鋏を五本打っている。脚の幅は二・四センチで、脚の先端部は丸みを帯びており、二つに分かれる。また、内面の整形は錆化により不明である。

18は17と同じ形態を呈した辻金具であるが、二脚が破損している。脚部を含めた長さは八・七センチで、高さは一・六センチ、厚さは〇・三センチ前後である。脚部の付け根には17と同じように、刻み目のない賣金具を一条巻き、径〇・四センチ、長さ一・一センチの鋏を五本打っている。鋏の位置・間隔はほぼ同じである。脚の幅は二・四センチで、脚部の先端の形は17と同じ丸みを帯びており、二つに分かれている。また、内側は錆化が著しい。

19は半球部と周縁鏝状の平坦部で構成された辻金具の破片である。半球部の径は復原すると約四・五センチになり、現存高は一・五センチである。半球部の中央と周縁部には、径〇・六センチ、長さ〇・五センチの鋏が各一本残っている。現存する周縁部はゆがみを生じており、内面の整形も錆化により不明である。

20は辻金具の脚部⁸⁾で、形態は類宝珠形を呈する。現存する長さは三・〇センチ、幅は三・一センチである。脚部の付け根には刻み目のない賣金具を一条巻き、鋏を三本打っている。この三鋏のうち一本は花形頭鋏であるが、三本とも径〇・八センチ、長さ一・〇センチの鋏である。

21は半球部と三鋏の四脚とからなるが、三脚は破損している。脚部を含めた長さは復原すると、約八・〇センチである。半球部の直径は四・〇センチ、高さが一・四センチ、厚さは〇・三センチ前後である。脚の付け根には鉄地金銅張の刻み目のない賣金具が二条巻かれ、直径〇・五センチ前後の鋏を打っている。ただし、鋏は上下とも破損しており、痕跡のみ残る。脚の幅は二・三センチで、その形態は蓮弁状を呈している。内面の整形は錆化のため不明である。

22は径四・四センチ、高さ一・四センチ、厚さ〇・三センチの半球部と三鋏の脚からなる。脚を含めた長さは復原すると八・四センチである。脚は本来四脚あったが、現状では一脚のみ残っている。脚の形は半円形で、脚の付け根に賣金具を二条巻いた痕跡が残る。また、鋏は径〇・五センチのもので、いずれの鋏も上下を欠いている。

23は半球部のみ破片である。径は約三・九センチで、現状の高さは一・一センチ、厚さは〇・三センチ前後である。中央に径〇・四センチ、現存長〇・五センチの鋏を打つ。

24は半球部と周縁部の一部からなる破片である。半球部は径三・〇センチで厚さは〇・五センチ前後である。内面の整形は錆化のため不明である。

25は径三・五センチの半球部と三鋏の類宝珠形脚四脚からなる。脚を

含めた長さは八・一センチで、高さは二・〇センチ、厚さは〇・三センチ前後である。本来の形態は四脚をもつが、現状では一脚を欠いた三脚である。うち一脚の付け根には責金具を巻いていた痕跡が残っており、他の二脚には痕跡はなかった。また鋏は直径〇・五センチ、長さ一・〇センチである。鋏の位置は対称になっておらず、各鋏の間隔も異なっている。内面の整形は錆化により不明である。

27は半球部と周縁部の一部からなる。半球部は復原すると、径五・〇センチ、長さ〇・五センチ前後である。現存する周縁部には鋏を一本打った痕跡が残る。鋏の現状は上部を欠いており、径は〇・二五センチ、長さ〇・六センチである。内面の整形は錆化により不明である。

28から37は辻金具の半球部片である。いずれも中央に一本鋏を打っており、二段で構成される。大きさはほぼ同じであるが、脚部の痕跡を残すものもある。内面の整形はいずれも錆化のため不明である。

28は径三・六センチ、高さ一・四センチ、厚さ〇・三センチ前後で、中央に径〇・八センチ、長さ(現存)〇・七センチの鋏を打つ。鋏は下部を欠いている。

29は径三・六センチ、高さ一・八センチ、厚さ〇・五センチ前後で、中央の鋏は径〇・九センチ、長さ一・三センチである。鋏は完全な形で残る。

30は径三・四センチ、高さ一・七センチ、厚さ〇・五センチ前後で、中央の鋏は径〇・八センチ、長さ一・五センチである。鋏は先端部が欠けている。

31は径三・二センチ、高さ一・四センチで、鋏は径〇・九センチ、長

さ一・二センチの花形頭鋏である。半球部・鋏ともにほぼ半分を破損している。錆化が著しいが、厚さは〇・三センチ前後と考える。

32は径三・三センチ、高さ一・五センチである。中央の鋏は径一・一センチ、長さ一・三センチの花形頭鋏である。著しい錆化により厚さは推定であるが、〇・三センチ前後と考える。31の辻金具と形態は類似している。

33は径三・六センチ、高さ一・六センチで、中央の鋏は径〇・九センチ、長さ一・三センチである。鋏は上下二つに大きく割れた状態であった。半球部には脚部の痕跡が一箇所残っている。半球部の厚さは〇・六センチ前後で、他のものと比べて厚い。

34は径三・四センチ、高さ一・一センチ、厚さ〇・三センチ前後であり、上面が大きく破損している。中央の鋏は上部を欠いており、現状では径〇・四センチ、長さ〇・七センチである。二箇所脚部の痕跡を残しており、また、外面の整形が比較的明瞭に残っている。

35は径三・三センチ、高さ一・四センチであり、厚さは錆化のため推定であるが、半球部の先端の厚さより〇・二センチと考える。中央の鋏は径〇・九センチ、長さ一・二センチでほぼ完全な形で残る。脚部の痕跡が一箇所残る。

36は径三・三センチ、高さ一・二センチ、厚さ〇・三センチである。中央の鋏は上部を欠いており、現状では径〇・三センチ、長さ〇・六センチである。金銅は一部残っている。

37は径三・六センチ、高さ一・八センチ、厚さ〇・五センチである。径〇・八センチ、長さ一・三センチの鋏を中央に打っており、鋏は完全

な形で残る。一箇所に脚部の痕跡を残している。

38は辻金具の半球部と周縁部の一部である。現存する法量は長さ四・四センチ、幅三・三センチ、高さ一・五センチである。半球部はゆがんでいる。端部の整形は確認できるが、内面の整形は錆化のため不明である。

55は周縁部と半球部の破片である。資料が断片であるため、全体の法量は復原できない。半球部は長さ四・八センチ、幅二・八センチ、高さ一・三センチであり、周縁部には径〇・四センチ、長さ〇・五センチの鋳が五本打たれている。鋳は上部または下部を欠くもの、上下とも欠いているものもあるが、鋳の位置・間隔はほぼ同じである。内側の整形は錆化により不明である。

56は半球部の一部であり、55と同様に全体の法量は復原できない。現状は長さ三・六センチ、幅三・七センチで、厚さは〇・三センチ前後である。内側の整形は錆化により不明である。

杏葉（39～42）

39から42の四点はいずれも鉄地金銅張杏葉の破片である。

39の正確な形は不明である。現存する長さは四・四センチ、幅四・〇センチ、厚さ〇・三センチ前後で、三鋳が残る。鋳は径〇・三センチ前後、長さは〇・六センチである。内側には木質が良好に遺存しており、端部の整形が確認できる。

40は鐘形杏葉である。現存する長さは六・五センチ、厚さが〇・五センチ前後である。径〇・三センチ前後、長さ〇・七センチ前後の鋳が周縁に打たれている。鋳の位置や間隔はほぼ同じである。端部には整形が

認められる。

41は39と同様に全体の形が不明であるが、比較的類似したものとしては、大阪府茨木市南塚古墳の杏葉（日本馬具大鑑編集委員会 一九九二）がある。

41の現存する長さは五・八センチ、幅四・九センチで、厚さは〇・四センチ前後である。径〇・二センチ、長さ〇・六センチの鋳が二本残る。内側には一部、布状有機物が付着している。

42はハート形杏葉である。現存する長さは五・九センチで、三本の鋳が残る。鋳は径〇・四センチ、長さ〇・三センチで、三本全て上部を欠失しているが、一本には下部が残る。内側の整形は錆化で不明である。

鐙（43～49）

43から49の七点は金銅装琵琶形木製壺鐙の飾金具（破片）であり、このうち、46から49の内面には木質が遺存する。

43は全体が長さ五・九センチ、幅二・九センチで、径〇・三センチ前後、長さ〇・九センチの笠鋳を密に打っている。鋳の位置・間隔はほぼ同じであるが、いずれの鋳も下部を欠失する。この金具は両端部に向かって反っていく。錆化により内側の整形は不明である。

44は長さ四・六センチ、幅二・九センチのもので、鋳を密に打っている。鋳は大きいもので径〇・四センチである。いずれも下部を欠くが、鋳の位置・間隔はほぼ同じである。両端部に整形が認められる。

45は長さ四・〇センチ、幅二・三センチで、径〇・四センチ、長さ（現存）〇・五センチの鋳を打っている。鋳の間隔はほぼ同じであり、両端部には整形が確認できる。

46は長さ二・五センチ、幅三・六センチで、径〇・三センチ、長さ〇・六センチの笠鉾を打っている。鉾は現状では五本あるが、一本のみが完全に残る。内側は一部に木質が付着している。

47は長さ二・六センチ、幅二・七センチで、径〇・三センチ、長さ〇・六センチの鉾を打つ。一部の鉾は下部を欠失するが、鉾の位置や間隔はほぼ同じである。内側には木質が残っている。

48は長さ四・三センチ、幅二・九センチの飾金具で、径〇・三センチ、長さ〇・五センチの鉾を一本打っている。内側のほぼ一面に木質が遺存し、端部には整形が確認できた。

49は長さ二・七センチ、幅二・八センチで、鉾は径〇・三センチ、長さ〇・七センチである。鉾は二本のみ完全に残るが、鉾の位置・間隔はほぼ同じである。内側には一面に木質が残っている。

これらの金具には同一個体が含まれると考えるが、その組み合わせは不明である。

覆輪（50～52）

50・51・52は鉄地金銅製鞍金具の覆輪の断片だが、前輪、後輪のいずれの覆輪であるかは不明である。いずれも内側に木質が付着する。

50の現存する長さは六・七センチ、幅は二・三センチである。内側には先述のように、一面木質が付着する。また、一方の端部には段を有する。51・52に比べて、厚さは段の付近を除いて〇・二センチと薄い。

51は現存する長さ五・五センチ、幅二・六センチである。外面に革状の有機物の付着が認められる。内側は部分的に木質が付着している。厚さは最大が〇・七センチであり、他の二点と比べて厚い。

52の現存する長さは五・三センチ、幅二・八センチである。断面がコの字形をしており、一方の端部に段を有する。内側にはほぼ一面に木質が良好に残っている。

鞍金具（53）

53は鉄地金銅張鞍金具の破片である。現存する長さは四・五センチ、幅三・〇センチ、厚さは〇・三センチ前後であり、打たれた鉾は七本残っている。鉾は径〇・二・〇・四センチ、長さ〇・四センチである。鉾の大きさは様々である。内側は錆化が著しい。

馬具破片（26、54、57～69）

26、54、57から69の計十五点は鉄地金銅張の馬具の破片であるが、その種類および部位については全く不明である。

26は径〇・四センチ、長さ〇・五センチの鉾一本と端部からなる破片である。現存する長さは縦二・五センチ、横四・七センチ、厚さは〇・五センチ前後である。内側の整形は錆化のため不明である。

54は長さ五・四センチ、幅六・五センチ、厚さ〇・七センチ前後である。鉾が三本残っており、鉾の径は〇・六センチ、長さ一・〇センチである。内外面ともに錆化が著しく、整形は全く不明である。

57の破片は長さ二・四センチ、幅三・六センチで、厚さ〇・三センチ前後の端部である。金銅が一部遺存している。端部は段を有する。錆化が著しく、内側の整形は不明である。

58は長さ二・六センチ、幅二・七センチ、厚さ〇・三センチ前後の端部の破片である。金銅はほぼ剥落しており、内側の整形は錆化のため不明である。

59 は長さ五・〇センチ、幅三・三センチ、厚さ〇・三センチの破片である。径〇・三センチ前後、長さ〇・五センチの鋸を二本打っている。

鋸はどちらも上部を欠く。資料には凹線が一部残っており、金銅も部分的に遺存する。内面については、鋸の下部付近に布状有機物が付着している。なお、59 は形と鋸の位置から、杏葉の一部と推測できる。⁸⁶

60 は長さ二・三センチ、幅三・九センチの端部の破片で、金銅が一部遺存する。端部を整形しているが、内面の整形は錆化により不明である。

61 は長さ二・五センチ、幅二・六センチである。端部の整形は明瞭であるが、内面の整形は錆化により不明である。

62 は長さ三・一センチ、幅二・七センチである。破片の大部分が破損を受け、金銅はほぼ剥落している。内面の整形は錆化により不明である。63 は長さ三・〇センチ、幅二・七センチの破片であり、一方の端部を除いて大きく破損している。内側の整形は錆化のため不明である。

64 の破片は長さ二・〇センチ、幅三・四センチ、厚さ〇・三センチ前後である。錆化が著しく、内外面ともに整形は不明である。

65 は長さ三・二センチ、幅三・五センチ、厚さ〇・四センチ前後の破片である。金銅が一部遺存する。内面の整形は錆化のため不明である。

66 の破片は長さ二・七センチ、幅二・一センチ、厚さ〇・三センチ前後である。著しい錆化のため、内外面ともに整形が不明である。

67 は長さ三・〇センチ、幅三・五センチ、厚さ〇・三センチ前後の破片である。金銅が一部遺存しているが、内面は錆化が著しい。

68 の破片は長さ二・二センチ、幅二・九センチ、厚さ〇・二センチ前後である。一箇所鋸の下部が残るが、外面には痕跡が見られない。鋸

は現状では長さ約〇・四センチである。内面の錆化により整形は不明である。

69 は鉄製品の破片である。現状の法量は長さ三・一センチ、幅一・〇センチ、厚さ〇・五センチ前後である。一連の資料の性質から馬具の一部であると考えるが、種類・部位については全く不明である。

小札(70)

70 は小札であり、長さ三・三センチ、幅一・九センチ、厚さ〇・三センチ前後の端部片である。本稿で取り上げた資料の性質⁸⁷から、甲冑の小札とは考えがたい。馬甲の一部の可能性が指摘できるが、断言できない。

(2) 鉄製刀子(71~74)

71 から74 の資料は鉄製刀子であり、71 は全長十三・九センチの刀子である。刃部は長さ一〇・二センチ、幅は大が一・一センチ、厚さ大が〇・三センチであり、茎部は長さ三・七センチ、幅〇・五センチ、厚さ〇・四センチである。錆化は著しいが、ほぼ完形である。刃部には鞘の一部が残っており⁸⁸、茎部には木質が付着する。この木質は柄の一部である。目釘孔は著しい錆化のため、裏側にのみ一箇所確認できた。刃側が挟れる片側である。

72 は全長九・二センチの刀子である。刃部の長さは六・八センチ、幅は大が一・二センチ、厚さ大が〇・四センチである。茎部は長さ二・四センチ、幅〇・七センチ、厚さ〇・四センチである。木質の遺存から柄の存在を確認できるが、鞘については不明である。目釘孔は一箇所存在する。刃側が挟れる片側の刀子である。72 の資料には73 と同じ種類のラ

ベルが付いており、「1」と番号を記していた。

73は現存する全長が八・二センチの刀子である。刃部は長さ七・一センチ、幅の大きが一・四センチ、厚さが〇・四センチであり、茎部の現存する長さは一・一センチ、幅〇・九センチ、厚さ〇・二センチである。

刃部には布状有機物が付着しており、布が巻かれていたことを示す。柄については不明である。また錆化が著しく、目釘孔は不明である。この刀子は刃側が挟れる片開である。73にもラベルが付いており、「1」と番号を記していた。

74は茎の長い刀子であり、現存する全長は八・六センチである。刃部は長さ（現存）が一・五センチ、幅〇・九センチ、厚さが〇・四センチであり、茎部は長さ七・一センチ、幅〇・七センチ、厚さ〇・四センチである。全体的に錆化が著しく、目釘孔については全く不明であるが、茎部に木質が遺存しており、柄の存在が確認できる。鞘は不明である。

三. まとめ

以上、大阪府堺市百舌鳥出土資料について、観察した結果を述べた。これをふまえてまとめたい。

古墳時代、現大阪府堺市百舌鳥の地は大小様々の古墳が築かれ、仁徳陵、履中陵、ニサンザイ古墳などの巨大古墳、陪冢とされる古墳、その他の古墳を含めて現在四六基の古墳が存在する。すでに消滅した古墳を含めると百基を超えたようである（根岸競馬記念公苑馬の博物館 一九八一・堺市博物館 一九九六）。これらの古墳は「百舌鳥古墳群」と呼

ばれる。

百舌鳥古墳群は五世紀の中頃、つまり古墳が最も巨大化した時期を中心に形成された。この時期は馬具が出土する時期である。初期の馬具は一般的に金銅製の鞍金具が多く（堺市博物館 一九九六）、五世紀中葉まで装飾的要素に乏しい馬具が中心となっていたが、それ以降に鉄地金銅張の鏡板や杏葉をセットにもつ装飾性に富んだ馬具が加わった（千賀一九九一）。また、馬具の製作体制が確立し、普及に一時期を画すのは五世紀半ばから五世紀末にかけての時期である（小野山 一九九二）という。

小稿で紹介した馬具資料も金銅製が多い。出土地である古墳の形成時期と対応させると、おそらく五世紀代の古墳に納められたものであると考えられる。

次に、本稿で紹介した関西大学博物館所蔵資料について、若干の検討を試みる。

まず馬具についてはほぼ全てが鉄地金銅張である。いずれの資料も何らかの破損を受けてはいるが、一部の資料に布状有機物や木質の付着が見られたように、比較的良好に遺存している。馬具の種類についてそれぞれの数をまとめると、銜一点、雲珠五点、飾金具九点、釣金具一点、辻金具二点、杏葉四点、鍔七点、覆輪三点、鞍金具一点、不明破片十五点、小札一点である。これらの資料は全て同一の古墳から出土したものである。例えば、最も数の多い辻金具を挙げると、形態や遺存状態の違いから少なくとも二系統に分かれる。雲珠も同じである。

全体の資料においても、形態や遺存状態の違いから二、もしくは三系

統に分かれる。したがって一連の遺物資料は、二基以上の古墳から出土した遺物であり、それらを一括して博物館に納めたと考える。

一方、鉄製刀子の遺存状態は、木質や布状有機物が付着することから比較的良好である。四点いずれの資料も、木質や布状有機物の付着から鞘および柄の存在が確認できた。鉄製刀子については、同一の古墳から出土したか否か、全く不明である。また、果たして馬具と鉄製刀子が同じ古墳から出土したのかということに関しても全く不明である。

本学博物館の所蔵品の中核は、元来、本山彦一氏のコレクションであったため、出土地や出土状況、来歴などが不明なものが多く含まれている。今回取り上げた資料はそのごく一部の資料であり、出土地や来歴を明らかにできなかったが、資料の観察によって資料の性格を明らかにしたことに小稿の目的を置きたい。

本稿を成すにあたり、関西大学博物館の山口卓也氏より、種々ご配慮を賜りました。末筆ながら記して深謝の意に替えさせていただきます。

【参考文献】

- 尼子奈美枝 一九九七 「金の轡と鉄の轡」『創立三十周年記念誌』
元興寺文化財研究所
- 小野山節 一九九二 「古墳時代の馬具」『日本馬具大鑑』第一巻古代上
日本馬具大鑑編集委員会
- 堺市博物館 一九九六 『大王墓の時代 百舌鳥古墳群・よみがえる五

世紀

- 末永雅雄 一九三五 『本山考古室要録』 岡書院
- 千賀 久 一九九一 「馬具」『古墳時代の研究』八 雄山閣
- 日本馬具大鑑編集委員会 一九九二 『日本馬具大鑑』第一巻古代上
根岸競馬記念公苑馬の博物館 一九八一 『日本古代の馬文化展』

【註】

後者の資料は前者よりも金銅の剥落が著しい。また、後者の資料には布状有機物や木質が良好に残っているなど、両者の資料の遺存状態は異なっている。

これらの資料は「伝大阪府堺市百舌鳥」・「大阪府百舌鳥村」出土と注記しているので、本稿では一括して「大阪府堺市百舌鳥出土資料」と呼ぶ。馬具の総数は六九点である。

種類を識別できない破片について、本稿では「馬具破片」と称している。木質および布状有機物の付着は、馬具にも一部認められた。

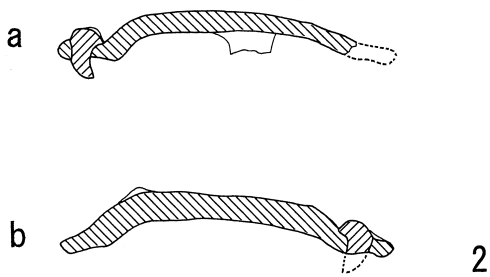
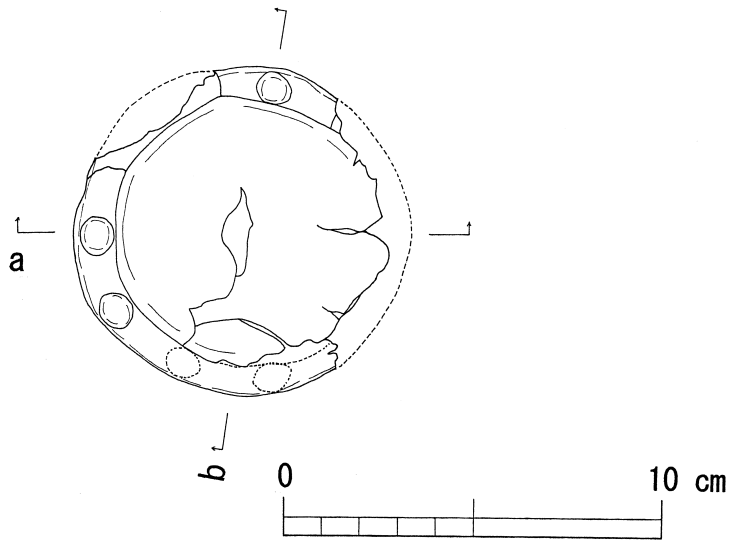
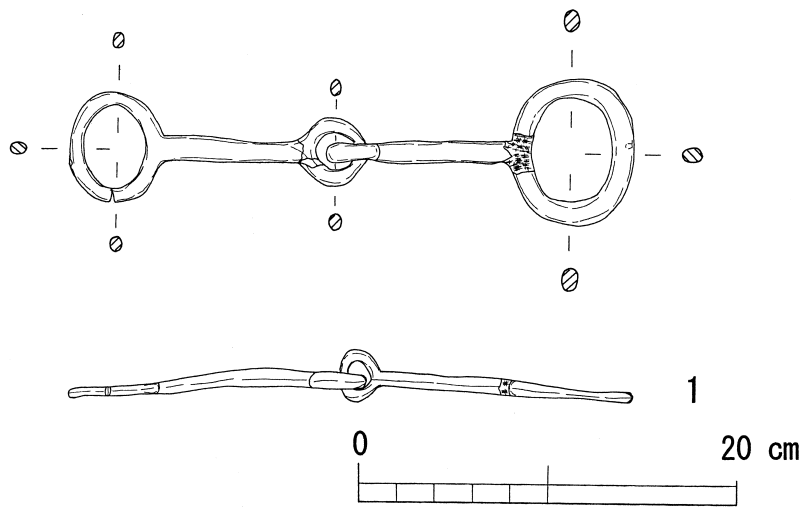
本稿では布状有機物としたが、革状有機物とも考えることができる。いずれにしても、何かを巻いた痕跡が残っていることは確かである。

出土時に注記したか、博物館に納められた際に注記したものであると考えるが、現在ではこの番号が何を意味するものか不明である。

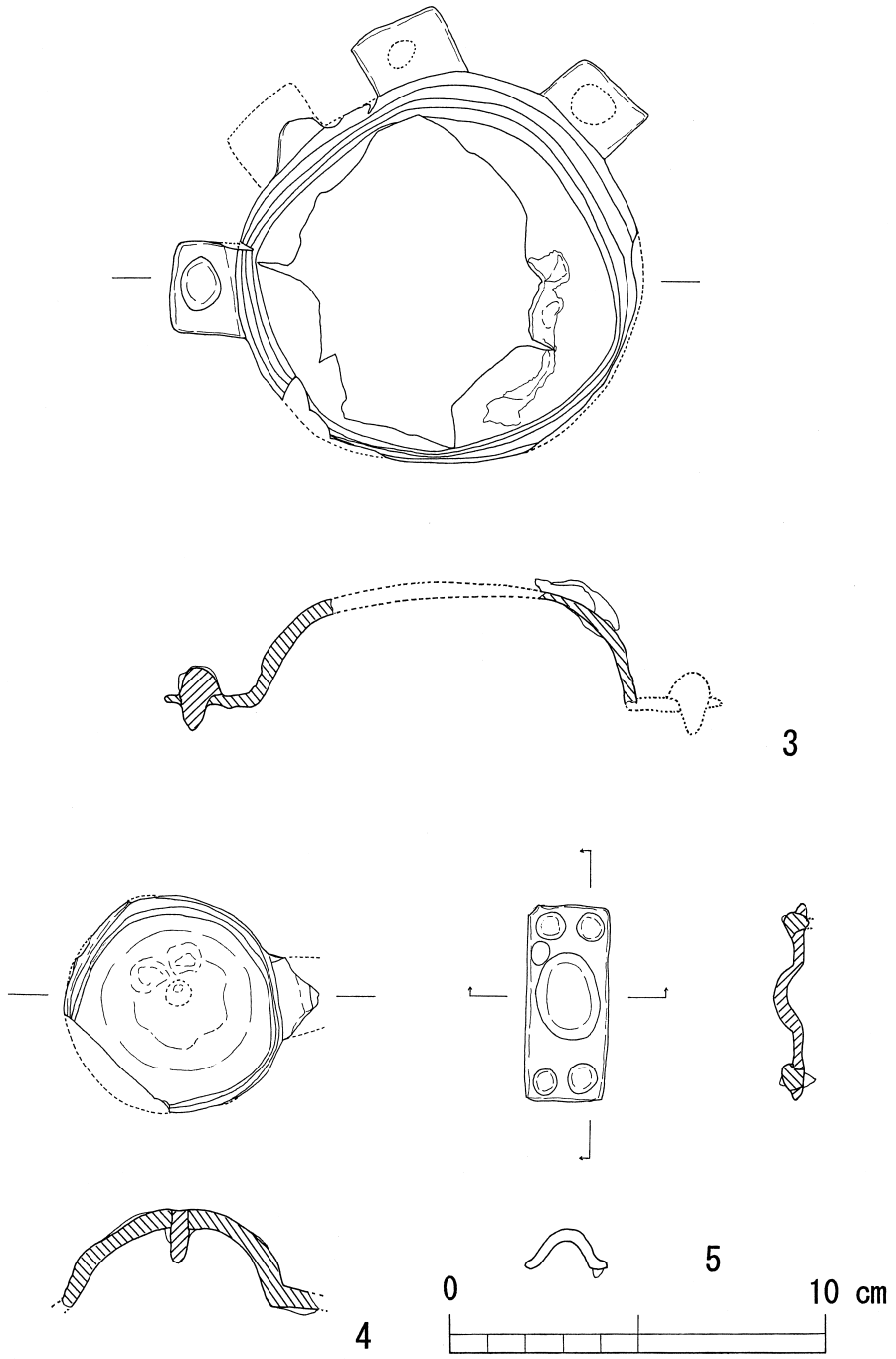
雲珠は全て内面の錆化が著しく整形が不明である。しかし、この2の資料は端部の整形が確認できた。

ゆがみを生じているために、変形した円形となっている。

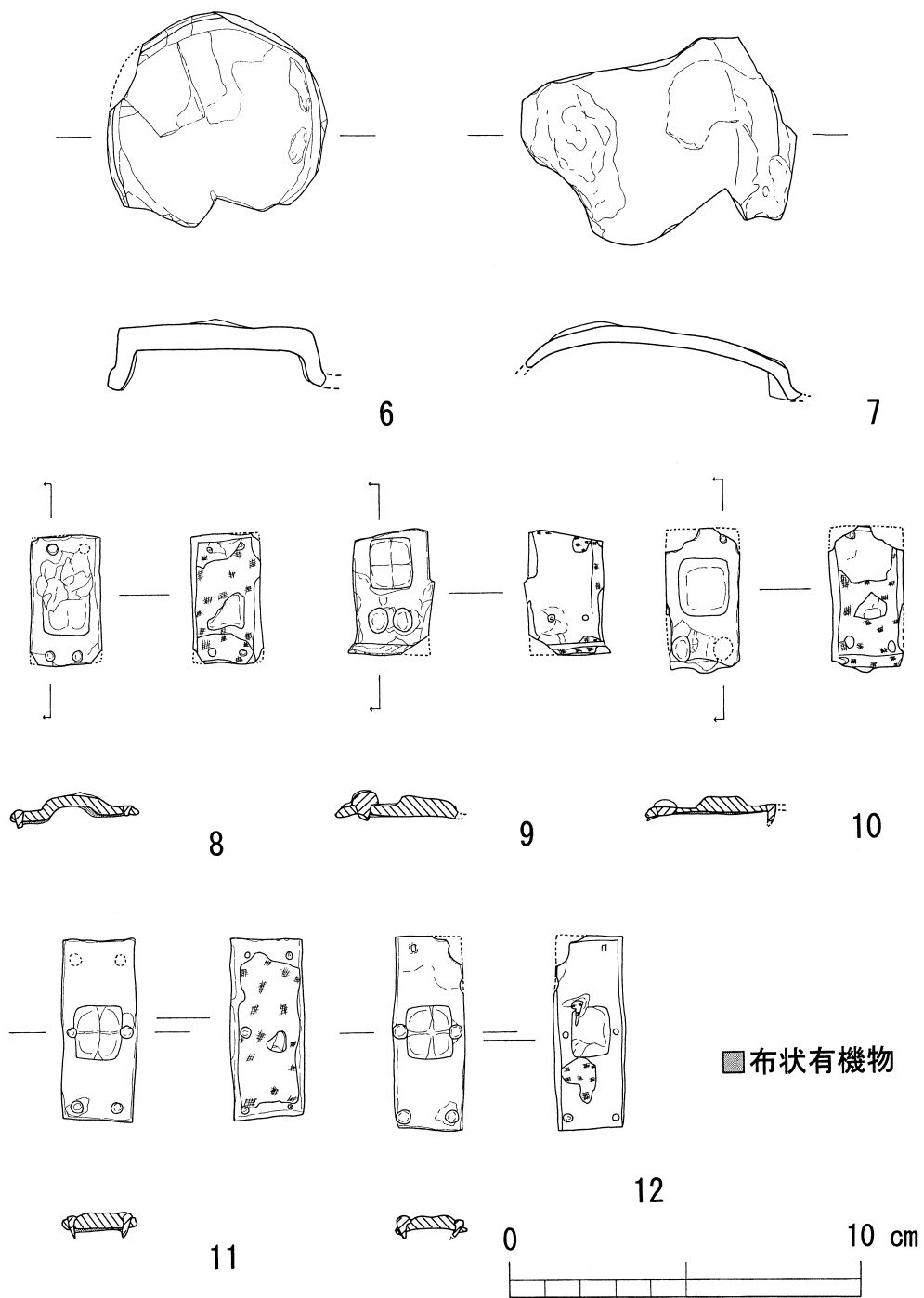
- 上部が欠けているので、鋳の径は不明である。
- ⑪ 貴金具の痕跡は一方の端部にのみ残る。
- ⑫ 現状では完全な方形ではなくやや円形に近い形の孔である。痕跡から、本来は方形の孔を穿っていたと考える。
- ⑬ この脚部と接合できる辻金具の半球部または本体は、本稿で紹介する資料には存在しなかった。
- ⑭ これらの資料には、中央に鋳を一本打ち、大きさが同じであるというだけでなく、全体の作りも類似したものを含んでいる。
- ⑮ 33と同様に半球部の厚いものがあるが、大半の資料の厚さは〇・三センチ前後である。
- ⑯ ただし、この資料の全体の形が、果たして大阪府茨木市南塚古墳の杏葉と類似するのかわからない。
- ⑰ 木質の遺存状況は全て良好である。
- ⑱ 木質はいずれも良好に遺存している。
- ⑲ ただし、正確な形が不明であるため、不明破片の一点に含めている。
- ⑳ 本稿で取り上げた資料は大半が馬具である。
- ㉑ 鞞は木製であり、比較的良好的な遺存状況である。
- ㉒ このラベルは出土時に記したものと考えるよりも、博物館に納められた際に付けられたものと考ええる。
- ㉓ 全ての資料が五世紀代のものと考えているわけではないが、資料の内容・作りを見ると、五世紀代の遺物資料ではないかと考えるものが多く存在する。
- ㉔ 小稿で「馬具破片」とした資料である。
- ㉕ 関西大学博物館の所蔵資料の多くは、『本山考古室要録』（末永 一九三五）に所収されている。



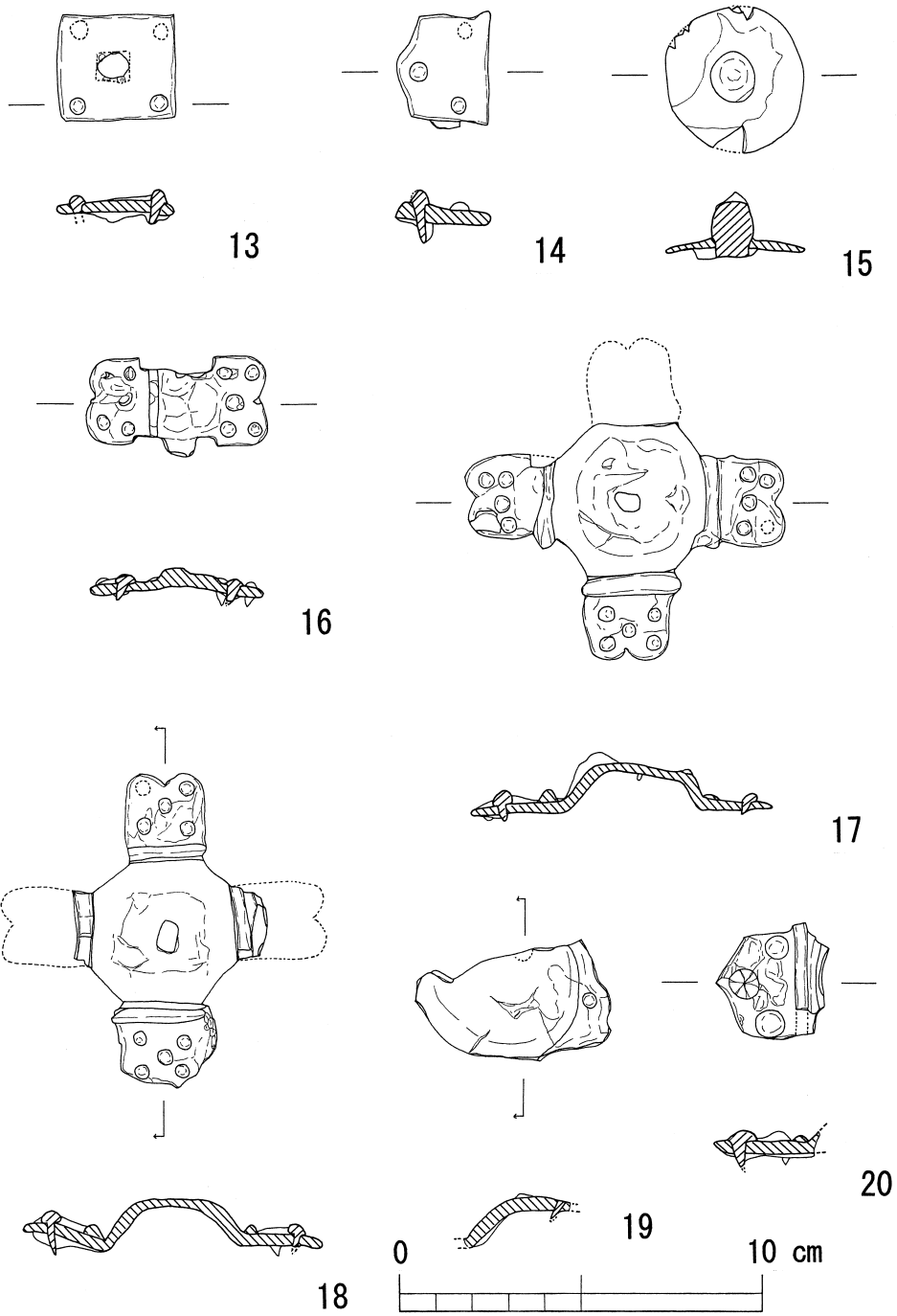
第1図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(1)



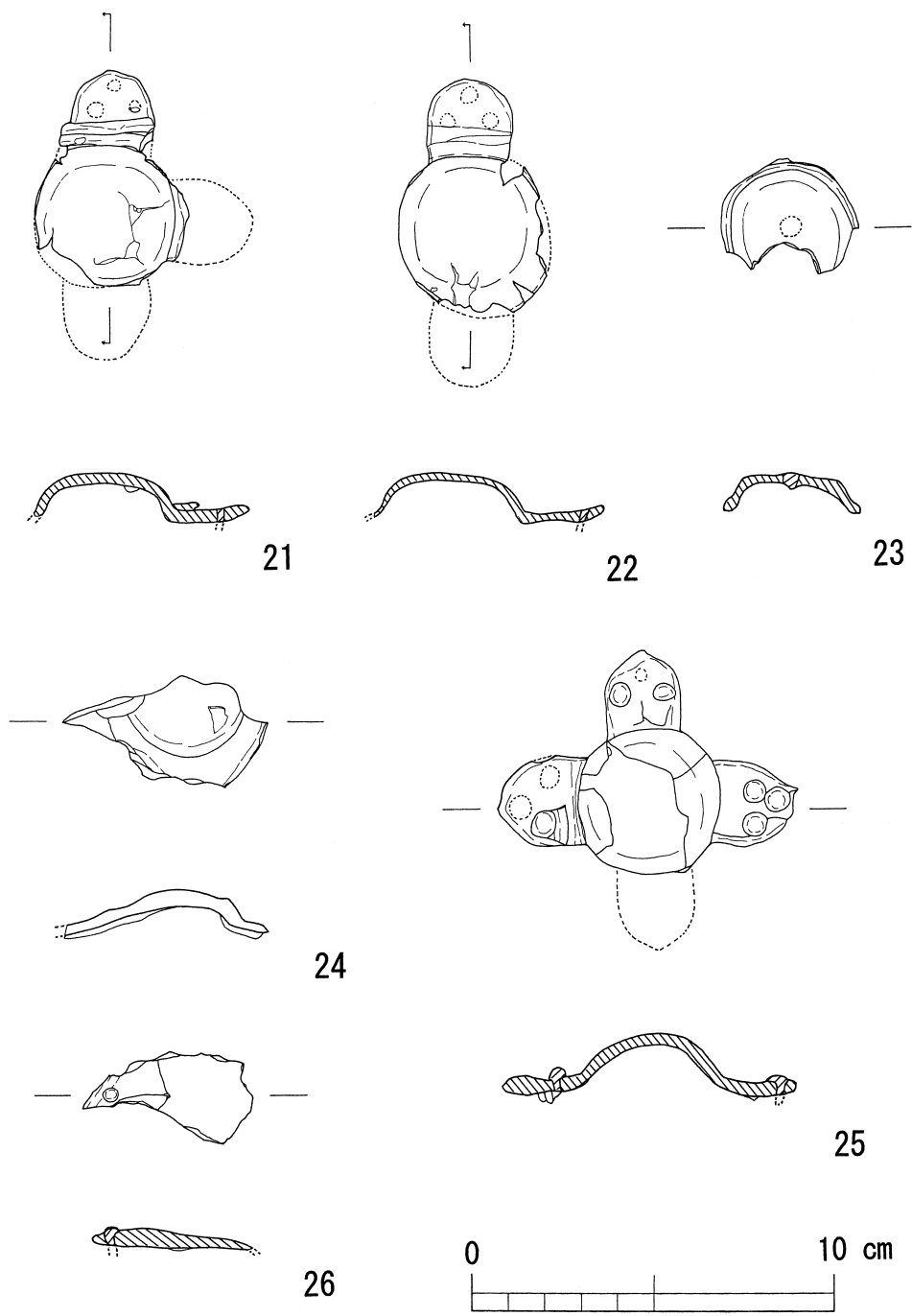
第2図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(2)



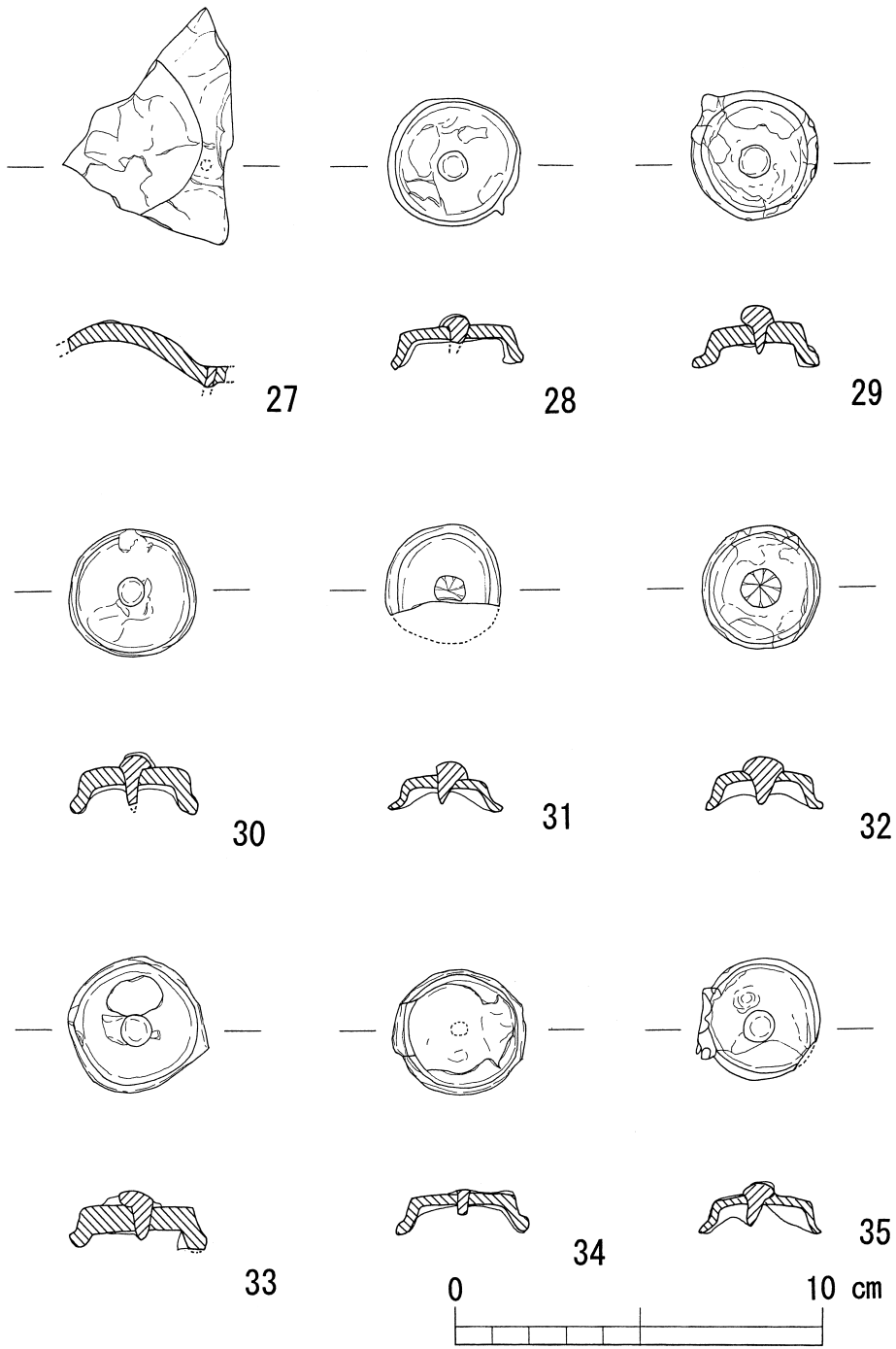
第3図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図③



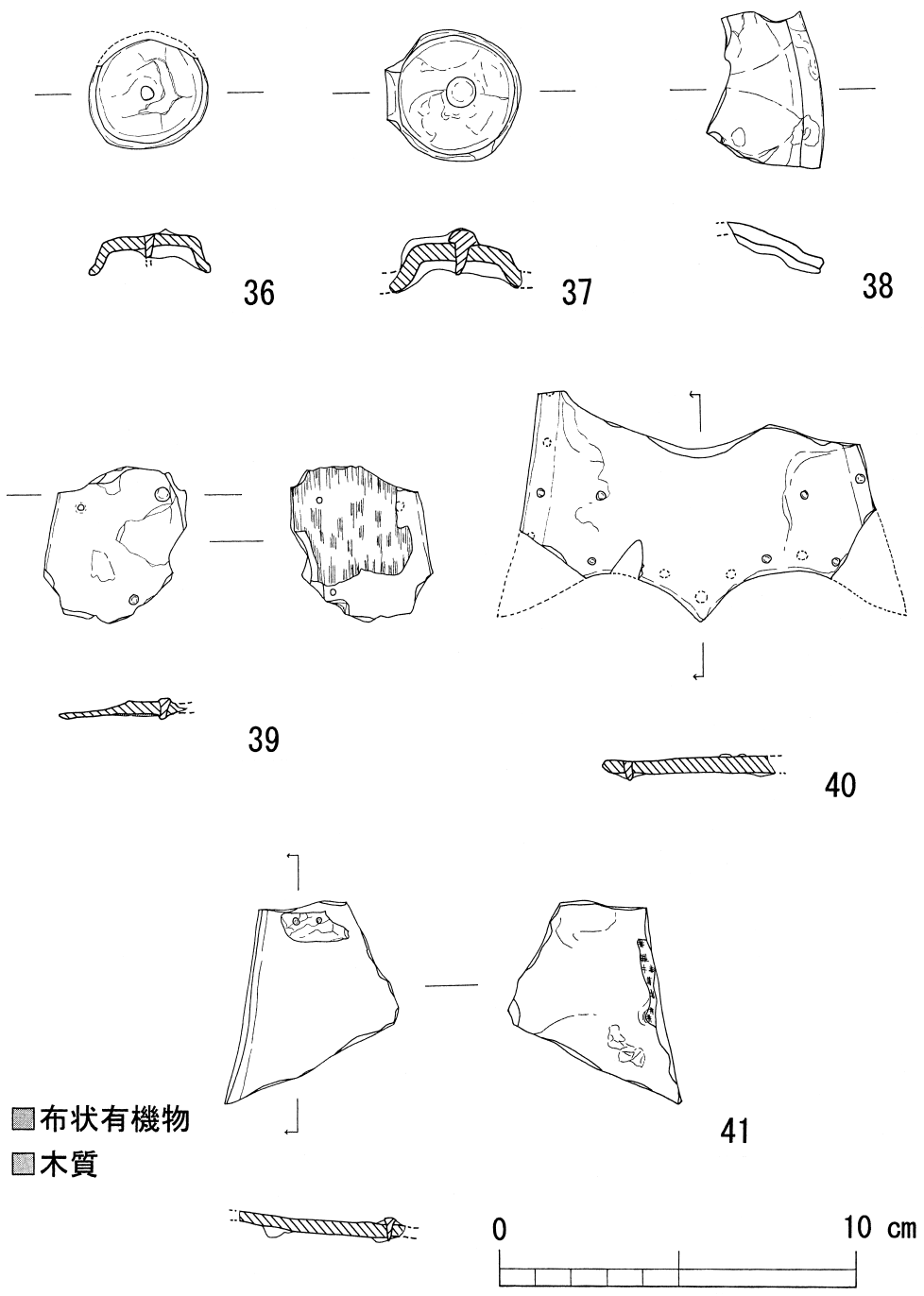
第4図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(4)



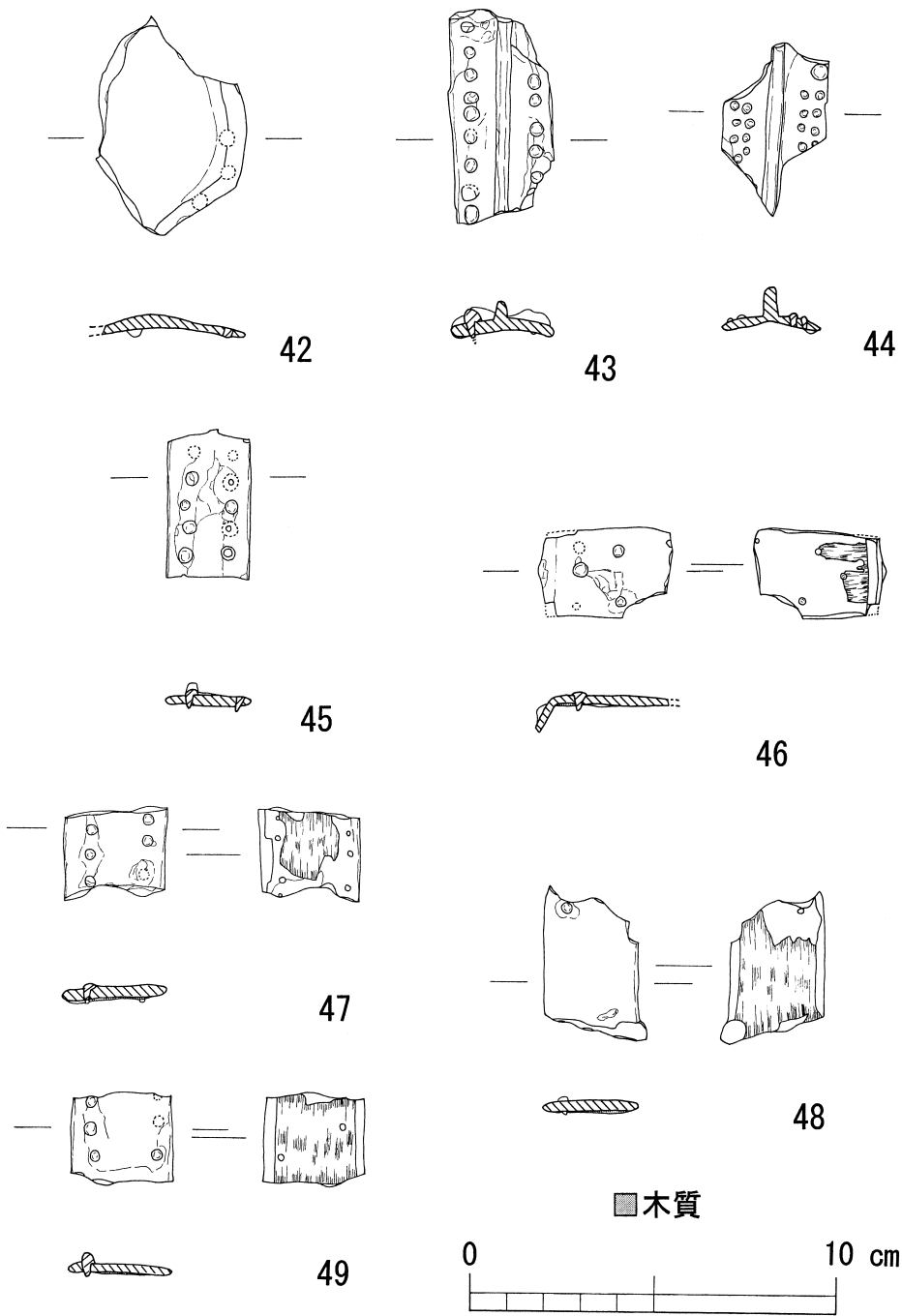
第5図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図⑤



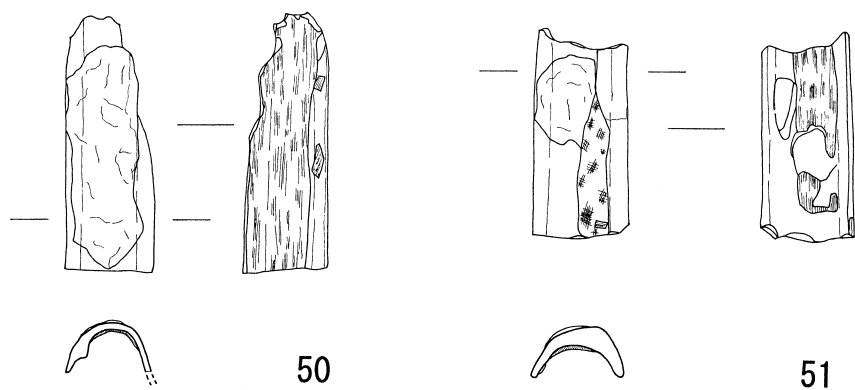
第6図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(6)



第7図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(7)

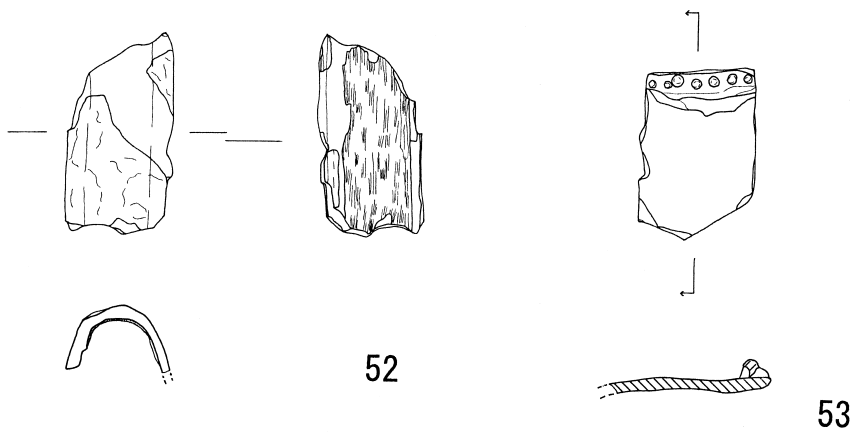


第8図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(8)



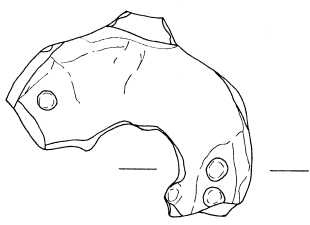
50

51

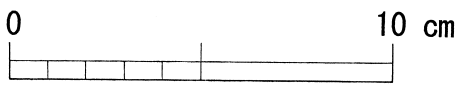


52

53

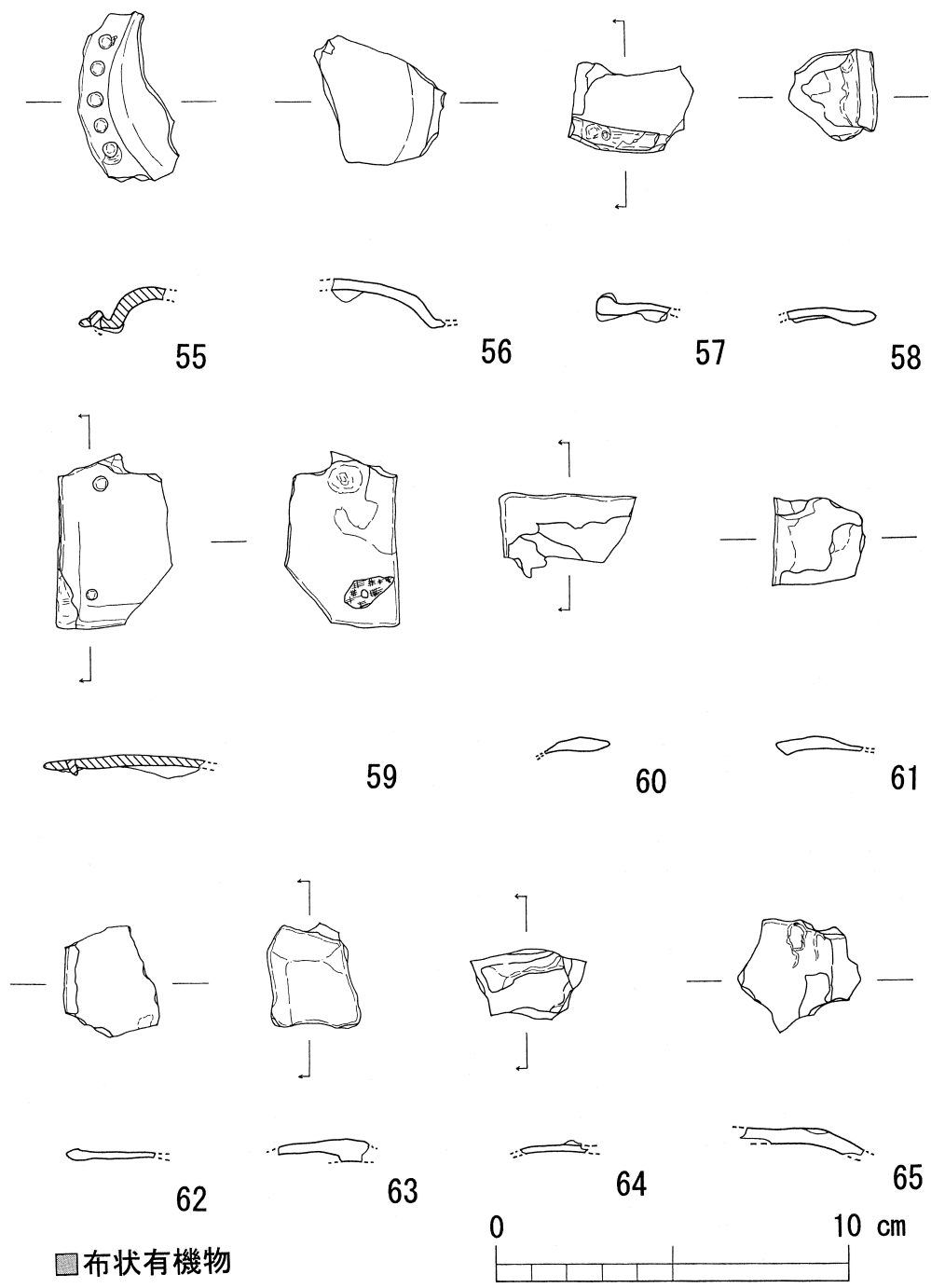


■ 布状有機物
■ 木質

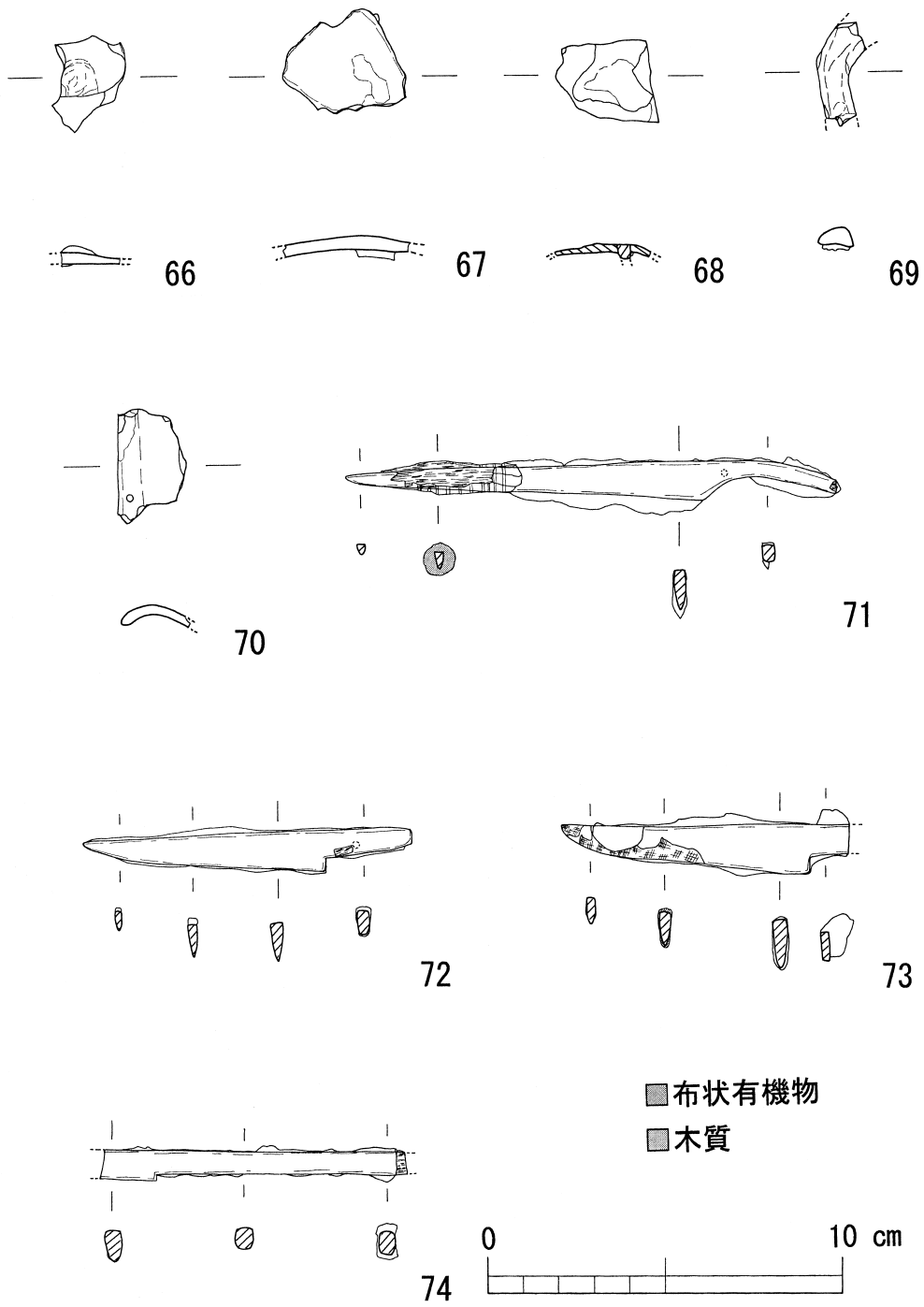


54

第9図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(9)



第10図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(10)



第11図 大阪府堺市百舌鳥出土資料実測図(1)